

2008 年 1 月 24 日

企業会計基準委員会御中

今村 猛
(公認会計士)

「資産除去債務に関する会計基準（案）」及び
「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」
についてのコメント（修正後）

要 約

1. 資産除去債務の算定方法

第 6 項と適用指針（案）【設例 4】3 の資産除去債務の算定方法は非論理的である。

2. 資産除去債務の「合理的な見積り」の要件の厳格化

「合理的に見積ることができない場合には資産除去債務を計上しない（第 5 項）」としているが、「合理的に見積ることができる」要件を厳しくすることが望ましい。

3. 本基準の適用範囲

重要性が乏しいものは除くことが望ましい。

詳 論

1. 資産除去債務の算定方法について（第 6 項）—「適用指針（案）」【設例 4】3 の資産除去債務の算定方法は非論理的である

将来キャッシュ・フローを割引く理論的根拠は、「貨幣には時間価値（value）がある。

将来支払われる 1 ドルは今日の 1 ドルより価値（worth）が小さい（FASB “Discussion Memorandum” 1990 年 12 月）」ことにあります。そしてそれには、貨幣が時の経過に伴って利子を生むことと、物価水準の変動によって購買力が変動するという二つの理由があります。この根拠によれば、将来キャッシュ・フローの絶対額が決まっていない場合、たとえば資産除去債務や固定資産の使用価値の現在価値の計算過程は、次のようになるはずで、①将来キャッシュ・フローの現時点での価値を見積る（この過程を経ずに次の②を直接算定することは不可能です）。②①の将来価値を算定する。③②の現在価値を算定する。この場合、②の過程で貨幣の時間価値の要素（利子率と物価変動率）を反映させるのであれば、③の過程にもそれを反映させるべきです。また逆に、③の過程にそれを反映させるのであれば、②の過程にもそれを反映させるべきです。そして、それらは当然同じ数値にするべきです。すると、②と③は逆方向なので、①の現在価値は①に戻るようになります。

ところが、「適用指針（案）」【設例 4】3 では（固定資産の減損に係る会計基準の適用指針でもそうですが）、①→②の過程に利子率が反映されていません。それなのに、②を割引いた額をそのまま現在価値とすることは、次のように非論理的です。

- ①「適用指針（案）」【設例 4】3 の「インフレ率補正前の将来キャッシュ・フロー」3,030 は、20X1 年 4 月 1 日に支払うと仮定した場合の見積り要支払額のはずです。
- ② 一方、利子率を 3%と仮定しているので、10 年後の貨幣価値は 1.03^{10} 倍になります。将来キャッシュ・フローが支出の場合には、貨幣価値の増価はその名目価額を引き下げる方向に働きます。
- ③ インフレ率補正後の 10 年後のキャッシュ・フロー3,694 は名目価額なので、利子率によって補正すると、実質価額は、 $3,694 \div 1.03^{10} = 2,749$ になります。この 2,749 は「割引現在価値（＝当初認識される資産除去債務）」ではなく、「現時点での見積り要支払額 3,030」の「10 年後の実質価額」のはずです。
- ④ そしてその現在価値は、逆方向の計算で、 $2,749 \times 1.03^{10} \div 1.02^{10} = 3,030$ になります。このように、「当初認識される資産除去債務」は、当初の 3,030 そのものになります。
- 現在の現金 1,000 の現在価値は、当然のことながら、利子率とインフレ率いかにかわらず、1,000 です。同様に、現時点での見積り要支払額の現在価値は、その見積り要支払額そのものになるはずです。
- なお、インフレ率によって補正するのであれば、当初に 10 年分を補正するのではなく、毎年、前 1 年間のインフレ率の実績にもとづいて見積額を修正するほうが理論的です。

2. 資産除去債務の合理的な見積りについて一要件の厳格化

投資家保護の観点から、会計基準は可能な限り経営者の裁量の余地を小さくすることが望ましいと思います。日本では、会計方針の変更によって赤字を黒字にしたり、前期比での減益を増益にする実例が散見されます。資産除去債務のように見積要素が多いものについては、見積りを恣意的に変更することによって、そのような利益操作が可能になります。

AAA の財務会計基準委員会は、「公正価値測定」に関して、「階層レベル 3 は日和見主義の経営者による主観的な算定が容易であるから、信頼しうる数字とみなされることはまれである」と指摘しています（Accounting Horizons June 2007）。「適用指針（案）」【設例 4】2「見積りの過程」(1) の、将来生起し得る複数のキャッシュ・フローと確率の予測は、階層レベル 3 に属する見積りと考えられます。

これらを考慮すると、資産除去債務を計上する要件を、英国 FRS 第 10 号「のれん及び無形資産」で定めている“readily ascertainable market value”とまでは言わないまでも、それに近い厳格さにすることが望ましいと思われます。

要件を厳格化することは、貴委員会が会計基準を検討するさいの基本的な姿勢としている「財務報告の利用者に実際に有用な情報を提供できるか否かは、基準が理屈の上でより優れているか否かという点だけではなく、その基準の適切な運用が確保されるか否かという点にも依存しているため、この両面からの検討が必要である（2007 年 9 月 19 日開催、第 3 回無形資産専門委員会の審議資料）」の趣旨にも沿うことだと思われます。

具体的には、「合理的な見積り」ではなく「信頼しうる見積り」にすることが望ましいと思います。ここで、「合理的」と「信頼しうる」の違いは、たとえば次のようになると考えられます。インフレ率を経済データにもとづいて予測することは「合理的」と言えるかもしれませんが、しかし、現実には 1 年後の経済成長率でさえ的中することが少ないことを考えると、今後 10 年間のインフレ率の予測は「信頼しうる」とは言えないと思います。

3. 本基準の適用範囲について—重要性が乏しいものは除くことが望ましい

実務上の観点から、重要性が乏しいものは本基準の対象から除外することが望ましいと思われます。「論点の整理」では「論点 1」で「実務上の観点から重要性の乏しいもの・・・は対象とはならないが・・・」とされていたにもかかわらず、なぜ基準（案）でそれを削除したのでしょうか。重要性が乏しいものまでを対象にすることは、いたずらに実務上の負担を大きくするだけで、実益が少ないと思われます。

その場合、重要性の基準として、たとえば除去の対象になる資産の取得価額の総資産に占める割合が考えられます。

（了）